

NEWS RELEASE

2023年3月29日

各位

株式会社ナフコ

公正取引委員会からの勧告について

本日、株式会社ナフコは公正取引委員会より、下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容を役員及び全従業員に周知徹底を図るとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施する等必要な措置を講じ再発防止に努める所存です。

今回の勧告については、当社が商品の製造を委託している下請法対象のお取引先様に対して、「受入検査を行っていないにもかかわらず、その給付に瑕疵があることを理由として、下請事業者はその給付に係る商品を引き取らせていた行為」（※）が下請法第4条第1項第4号の規定に違反すると公正取引委員会に判断されたものです。

※外装破れ、一部毀損、破損、部品不足等の不良品を返品したこと

本日の勧告において、商品を引き取らせた下請代金相当額、送料につきましては、お取引先様に速やかに返還する手続きを進めています。

当社をご愛顧いただいておりますお客様をはじめ、お取引先様、関係各位には大変ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後も法令遵守のもと、社会的に信頼される企業として、皆さまのお役に立てるように全社一丸となって社業に取り組む所存です。

ご支援、ご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

本件のお問い合わせ先

株式会社ナフコ 総務部

電話番号 093-521-5155

以上